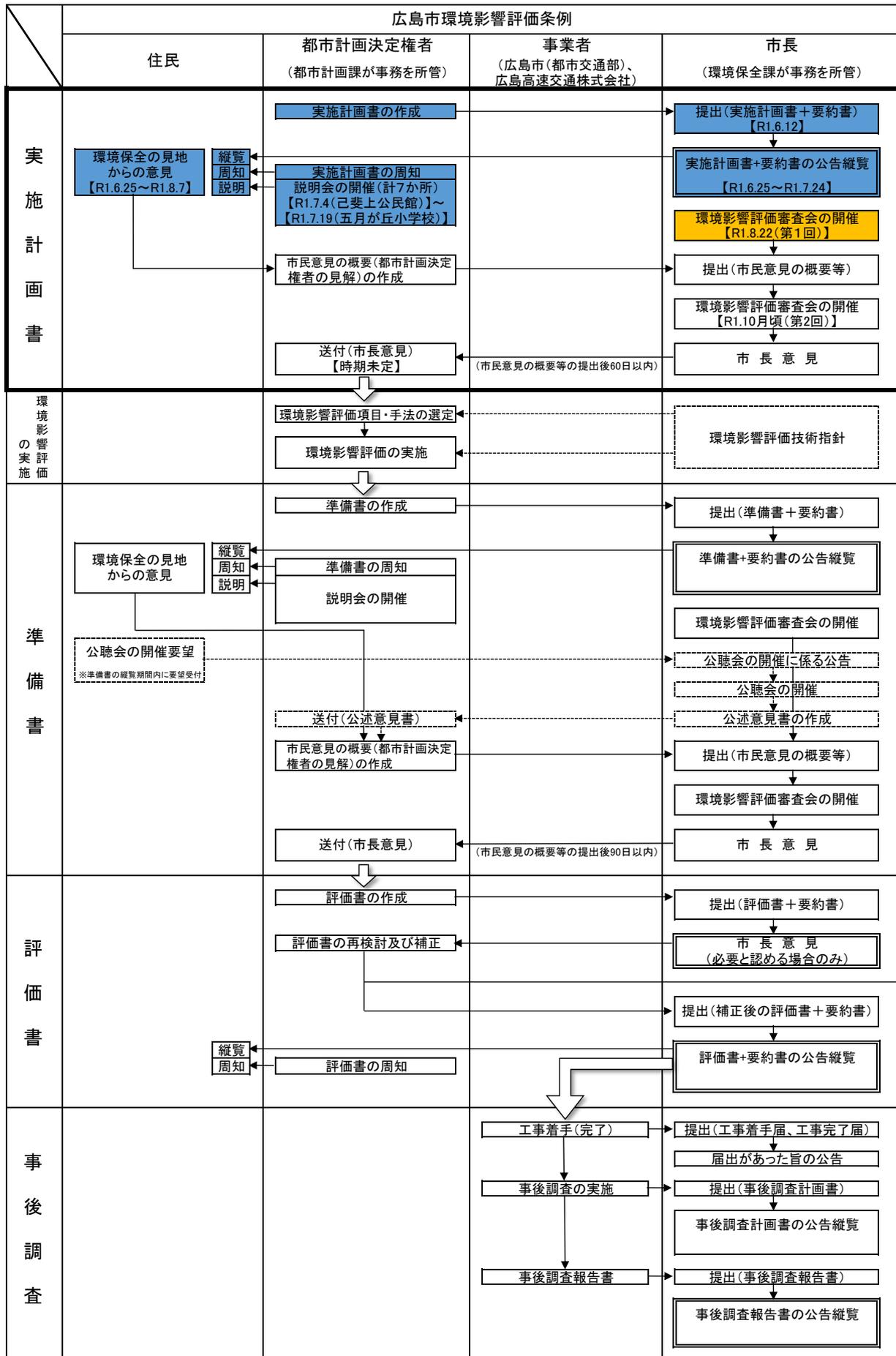


広島市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続



注1 都市計画決定権者は、事業者(広島市(都市交通部)、広島高速交通株式会社)に対し、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

注2 これまでに終了した手続き : 、実施計画書に係る手続の範囲 :